

規制改革に関する第3次答申～多様で活力ある日本へ～
 (平成27年6月16日規制改革会議) (抄)

I (略)

II 各分野における規制改革

1～3 (略)

4. 投資促進等分野

(1) (略)

(2) 重点的フォローアップ

① (略)

② 流通・取引慣行ガイドラインの見直し

第2次規制改革会議答申及びそれに基づいた平成26年6月の規制改革実施計画を踏まえ、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正案がパブリックコメントに付され、投資促進等ワーキング・グループでの議論を経て、改正ガイドラインが平成27年3月に公表された。この改正により、答申及び規制改革実施計画が求めていた諸点の明確化がなされたことは評価できる。

一方で、セーフ・ハーバー(※)に関する基準や要件等については、検討の緒についたばかりであり、平成27年度内の結論及びその後の速やかな措置が求められるところである。規制改革会議としては、具体的な基準や要件等の妥当性も含め、引き続きフォローアップを行うこととする((3) ⑦イ)。

(※) 「流通・取引慣行ガイドライン」において、一部の非価格制限行為について、一定の基準や要件を満たす場合に、違法とならず規制の対象にならないとされる範囲をいう。

③～⑤ (略)

(3) 具体的な規制改革項目

①～⑥ (略)

⑦ その他民間事業者等の要望に応える見直し

ア (略)

イ 「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)【平成27年度検討・結論、結論を得次第措置】

「流通・取引慣行ガイドライン」では、一部の非価格制限行為について、一定の基準や要件を満たす場合は違法とならず規制の対象にならないとされている(いわゆるセーフ・ハーバー)。しかしながら、これについて、適用対象となる行為が「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」に適用されないこと、セーフ・ハーバーが適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位4位以下」とされていること、から、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、適用範囲を拡大すべきであるとの指摘がある。

したがって、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。

ウ～ス (略)

5 (略)

III (略)

IV (略)